

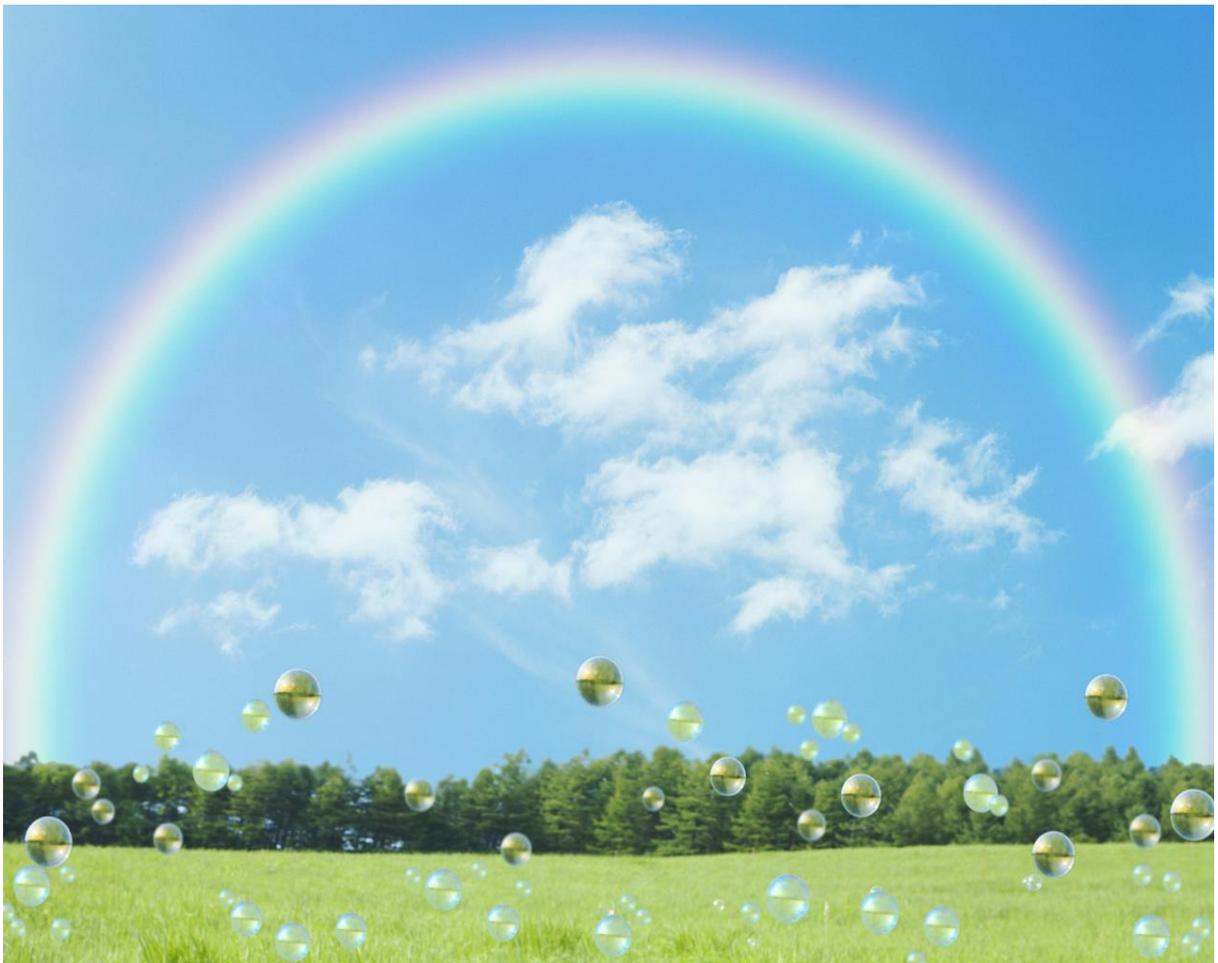
〔概要版〕

# 第六次 地域福祉活動計画

誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした  
つながりのある福祉のまちづくり

計画期間:2019年度～2023年度(5年間)

-地域共生社会-



# 第六次 地域福祉活動計画策定にあたり

## 1. 地域福祉とは

私たちが住んでいる地域には、一人暮らしのお年寄りや障がいのある人、子育て中の親など、何らかの支えを必要としている人が少なくありません。「地域福祉」とは、そのような支えを必要としている人やその家族も含めて、その地域に生活しているすべての人々が、互いに手をさしのべ助け合い、支え合いながら、安心して充実した生活を送ることができる環境を築いていくことを言います。

「地域福祉」を進めていくためには、在宅での暮らしを支える公的なサービスを充実していくことだけでなく、地域に住む人々が、当事者として地域の問題に取り組み、ともに考え、ともに語り、そしてともに協力し合いながら交流活動やボランティア活動を盛んにすることが大切です。

これまでは、福祉と言いますと高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれ、それぞれの法律や制度によって、必要なサービスが行政や専門機関を通じて提供されておりました。しかし、これからの地域福祉は、こうした行政や機関による制度のサービスだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくり、地域づくりやまちづくりへと発展させることが必要です。

この福祉によるまちづくりは、子どもから高齢者・障がいを持つ方も含めて、一人ひとりの住民が生きがいをもって地域や社会に貢献することで、誰もが共に住み慣れ地域の中で尊重され、「我がこと」として参画し、人々と人々が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現にあると考えています。

住民一人ひとりの努力（自助）と住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって地域課題を解決する福祉活動への取り組みが必要と考えます。

## こらからの地域づくりのための「活動システム」3つの提案

地域で安心して暮らし続けるためには、住民自らが主体的に地域づくりに携わることが重要ですが、複雑化した地域課題に対応するためには、地域住民がそれぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決する仕組みが必要です。

### 活動システム（社協の提案）

#### 活動のための3つの要素

1. 相談窓口と調整  
(ネットワーク)
2. 協力者・支援者  
(マンパワーリスト)
3. 集会・行事・活動の場  
(場の提供)

活動システムは、常時作動しなければならないものではありませんが、いつでもどんな時も必要に応じて作動するものでなくてはなりません。

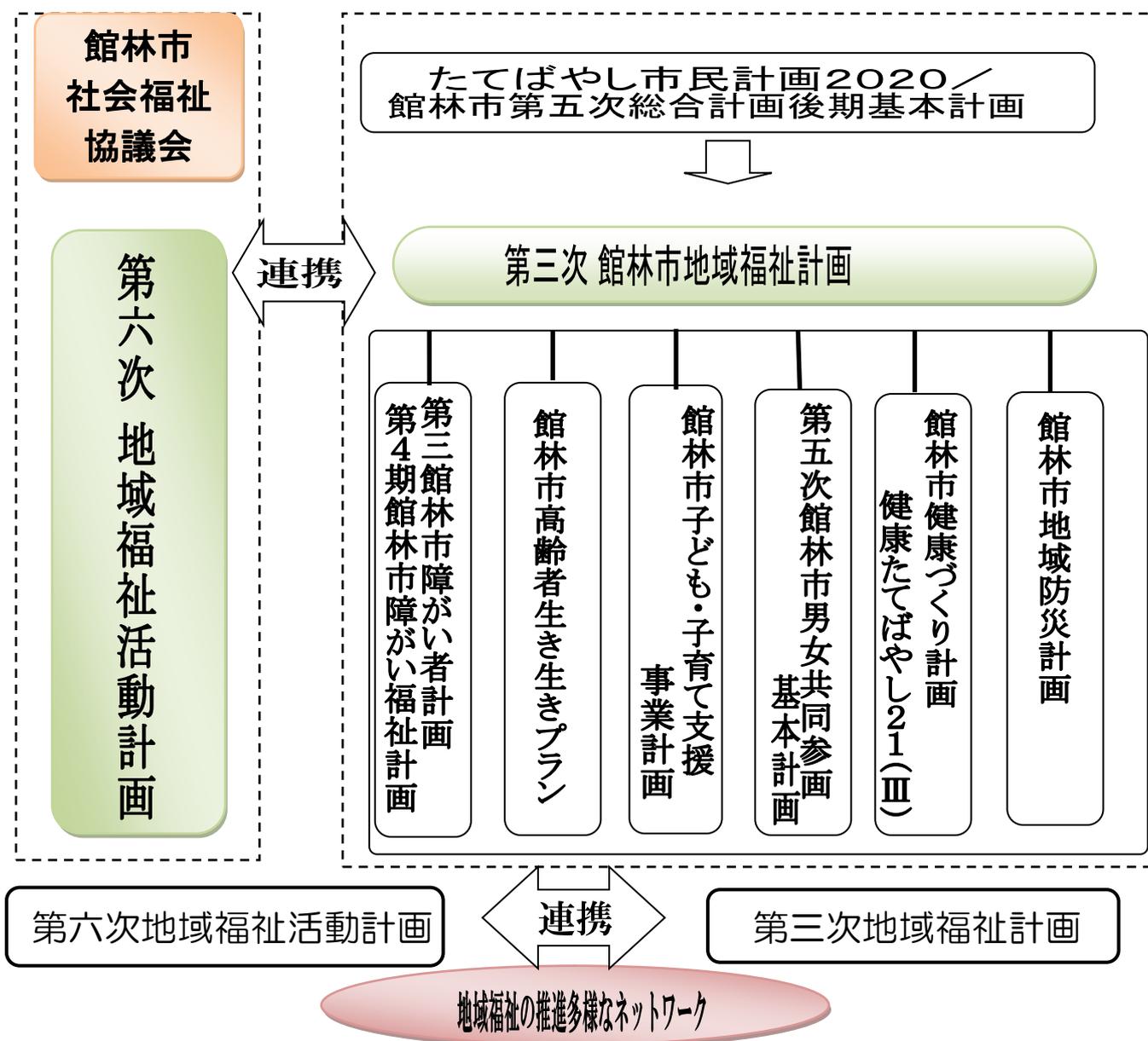
## 2. 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進を計画的に図るための指針となる計画であり、社会福祉協議会の呼びかけのもと、地域住民の皆さまをはじめ、地域において福祉活動を行う関係者等が相互に協力して策定する行動計画です。

本会の事務事業は、平成26年3月に策定した「第五次 地域福祉活動計画」を基本として実施、展開しております。今後も変化する社会情勢や福祉を取り巻く環境の変化に対応し、さらに地域福祉を推進するため、行政・住民・地域の団体など様々な関係者・関係機関と連携し「第六次 地域福祉活動計画」を策定いたしました。

### 3. 計画の位置づけ

#### □計画の位置づけ



### 4. 計画の期間

本計画の期間は、2019年度（平成31年度）からの5年間とします。

ただし、期間の途中であっても、社会状況の変化や計画の進捗状況に応じて、必要な見直しを行っていきます。

2019年度

2020年度

2021年度

2022年度

2023年度

館林市社会福祉協議会  
第六次 地域福祉活動計画

## 5. 計画の進行管理

本計画は、5年間にわたる計画であり、地域福祉をめぐる社会状況の変化や福祉関係施策に対する国及び県の方針等に柔軟に対応しつつ、地域の実情を踏まえた現実的、着実な取り組みを進めていきます。

そのため、進行管理として各年度別の計画の実績の進捗状況の把握、事業の評価及び見直しを行うことにより、着実に計画を進めていきます。

## 第五次 地域福祉活動計画の取り組みと評価

### 1. 第五次 地域福祉活動計画の取り組み

第五次地域福祉活動計画（平成26年3月策定）では、「誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざしたつながりのある福祉のまちづくり」に基づき、地域の全ての人々が、年齢や障がいの有無など関わりなく、住み慣れた地域で誰もが自立し、安心・安全に暮らすことができるような社会を実現することです。また、安心して次世代を担う子どもを産み・育児をサポートして行く福祉社会を実現しようとする取り組みでもあります。地域福祉の理念の一つには、一人ひとりの尊厳を最大限に尊重し、地域社会の中でその人らしい暮らしができるような社会を築くことも含まれます。地域福祉の目的を実現するためには、福祉サービスを利用しやすく、充実するだけでなく、地域住民はもとより、社会福祉事業者、区長、民生委員児童委員、関係機関、行政等が連携し、地域における人と人とのつながりを大切にし、地域に根ざした助け合い、支え合う関係が求められます。

### 2. 第五次 地域福祉活動計画の評価

第四次地域福祉活動計画の評価に基づき、第五次地域福祉活動計画では、相談業務、介護保険事業、また社協支部活動の取り組み、ボランティアセンターの充実や福祉教育の推進を重点的に取り組むこととして、それには、財源確保をし、組織の強化を図りながら推進してまいりました。その評価を第五次地域福祉活動計画の5つの柱別に整理したものです。

#### 1. つながる地域づくり

地域の相談窓口として、新たに後見支援センターを開設し、より専門的な相談にも対応し、住民の課題の解決に繋げることができた。また、組織体制を変えることにより、地域包括支援センターと社協本体の連携が密となり、地域へ積極的に出向くことにより地域とのつながりの強化となり、相談業務と一体となった地域の福祉ネットの充実が図られた。

## 2. 支え合える人づくり

在宅生活では、介護負担の軽減として給付事業の利用促進、給食事業の孤独感の解消と健康保持が図られた。また、財源確保を図るため介護保険事業のPRにより通所介護の利用者増に繋がり、訪問介護では、積極的な利用調整により収益増に繋がった。新たに、高齢化が進む中、認知症の相談できる場として、認知症カフェの設置ができた。ボランティアセンターでは、ボランティアの育成を進め、地域を住民で支える人づくりに努めた。これらの事業展開を行うため、介護職員が不足する中、職員が一丸となって取り組み経営改善にも大きな成果をあげることができた。

## 3. 元気な地域づくり

成年後見制度の利用促進及び今後の法人後見事業を展開する基礎ができ地域の権利擁護体制ができた。また、次世代を担う人材育成としての福祉教育にも取り組み、元気な地域づくりに繋がった。

## 4. 地域を支える基盤づくり

今後の地域を支える地域共生社会について支部社協で共通理解ができた。また、住民参加型在宅福祉サービス（ふれあいサービス）やファミリー・サポート・センター及び地域子育て支援センターを充実させることができた。その他、各種団体に助成することにより、生活基盤の強化が図られた。

## 5. 組織の整備・強化

理事会、評議員会、支部長会議等の開催により、組織の整備・強化が図られた。また、責任と透明性のある法人として地域住民からの理解を得て、法人運営の財源を確保し、経営改善が図られた。その他、各種委員会の充実、指定管理としてサービス向上を目指し効果的運営が図られた。

# 地域福祉の未来像

## 1. 基本理念

地域福祉の目的は、地域住民の全ての人々が年齢や性別、障がいの有無に関わりなく、住み慣れた地域で誰もが自立し、安心・安全に暮らすことができる社会を実現することにあります。

そのためには、地域の誰もが福祉活動を推し進めることが大切で、地域住民相互のネットワークを整備し、子どもから高齢者、障がい者も含めた、誰もが連携して暮らしを支え合う仕組みを築き、地域力を高める活動が必要です。

社協では、これらの活動の体系や体制を見直して再生し、支部役員である区長、民生委員児童委員、地区役員、関係団体、機関、事業所、行政等と手を携え、活動に必要な支援者や協力者などマンパワーを結集して、市内8支部を単位として地域住民と共に、地域住民による地域住民のための地域福祉活動を推進し、「誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざしたつながりのある福祉のまちづくり（地域共生社会）」の実現に努めてまいります。

## 2. 体系図

### 基本理念

### 基本計画（3つの提案）

### 取り組みの方向性

誰もが安心して暮らすことのできる  
地域に根ざしたつながりのある福祉のまちづくり

1. 相談窓口と調整  
(ネットワーク)

(1)  
ふれあい・  
支え合いの  
地域づくり

① 総合相談の仕組みの整備・強化

② 地域をつなげる福祉ネットの充実

2. 協力者・支援者  
(マンパワーリスト)

(2)  
地域福祉を  
担う人づく  
り

① 地域で元気な福祉教育の推進

② ボランティアセンター機能の充実

③ 地域福祉ニーズに対応した人材育成

④ NPO法人・住民活動の連携・充実

3. 集会・行事・活動の場  
(場の提供)

(3)  
地域福祉を  
推進するし  
くみづくり

① 社協支部活動の支援・強化

② 地域みんなで支える子育て支援

③ 地域住民の場の提供

④ 情報発信の充実・強化

(4)  
安全・安心  
して生活で  
きる環境づ  
くり

① 高齢者・障がい者とも安心できる環境

② 防犯・防災体制の充実

③ 生活困窮者等へ自立支援の充実

④ 権利擁護の充実

組織の整備・強化

① 自主財源の確保

② 適正な委員会の運営及び職員配置

③ 指定管理者としての施設活用

# 基本計画

## 1. 相談窓口と調整（ネットワーク）

### （1）ふれあい・支え合いの地域づくり

世代を超えた地域住民のつながりが、これからの地域を支えます。それには、地域住民がみんなで支える地域づくりを推進しなければなりません。地域での課題に一人ひとりの住民や多様な団体が「我がこと」として参画し、相談窓口となり、解決のための連携を図るなど、地域でつながる福祉ネットを構築していきます。

#### ① 総合相談の仕組みの整備・強化

- ・市民の抱える問題・課題は、多岐にわたり、専門性を必要としています。地域や関係機関に相談窓口を開き連携を図ることで問題を共有化し、総合的に解決していく仕組みづくりを整備・強化していきます。
- ・社会福祉法人連絡会による「ふくし総合相談窓口」を開設し、育児支援や高齢者の生活支援などの相談解決に努めます。
- ・福祉サービス利用者に対して、第三者委員による苦情解決の相談に努めていきます。
- ・新たに、子ども相談窓口を設置していきます。

#### ② 地域をつなげる福祉ネットの充実

- ・社協支部が中心となり、行政区を単位とした小地域ネットワークを整備します。地域の福祉課題を相談する窓口として、また連携の中核ともなる地域の福祉ネットを「我がことネット」の愛称をもって啓蒙し整備していきます。

（仮称：地域福祉活動推進会議設置）

## 2. 協力者・支援者（マンパワーリスト）

### （2）地域福祉を担う人づくり

地域福祉への関心は児童・生徒の時期から育む必要があります。福祉協力校を指定・継続するなど学校教育と連携して福祉教育を推進し、次世代の担い手を育成します。また社会環境の変化とともに、サービスの受け手と提供者が相互に入れ替わるなど福祉に従事する人材の充実が急務となります。ボランティアの育成や養成を充実するため地域との連携を強化し、NPO法人、各種団体、関係機関と連携のうえニーズに対応した人材育成を進めるとともに、ボランティアセンターの機能強化と充実に努めます。

また、地域の福祉課題解決に必要な支援者や協力者として、技術者や有識者、専門職や

有資格者等、担い手となる人材（マンパワー）の活用が重要となります。共に助け合い協力支援する地域の人材を網羅するマンパワーリストを「丸ごとリスト」の愛称で協力し助けあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくために、世代や分野を超えて人材の「丸ごとリスト」として整備していきます。

#### ① 地域で元気な福祉教育の推進

- ・福祉協力指定校・継続校に対して、福祉体験学習を支援するなど次世代の育成に努めます。

#### ② ボランティアセンター機能の充実

- ・ボランティアセンター運営委員会を通じて、変化するボランティアニーズに応じた普及、情報提供をはじめ養成講座を充実するなど、ボランティアの育成に努めます。また、災害時における福祉避難所や災害ボランティアセンターの設置に備えます。

#### ③ 地域福祉ニーズに対応した人材育成

- ・講演会や養成講座を開催し、急務に変化する地域福祉課題に対応する人づくり（マンパワー）を進めます。特に課題解決に必要な支援者や協力者、リーダーを共有するために個人情報保護に配慮したリスト化を進めます。

#### ④ NPO法人・住民活動の連携・充実

- ・ボランティア団体・NPO法人の連絡協議会により、連携・充実を図り、法人や団体の持つ特性を生かして地域課題を解決する体制づくりを進めるほか、地区公民館や集会所を活用し、生涯学習活動と連携するなど趣味や特技を生かした集会行事活動の開催を奨励していきます。

### 3. 集会・行事・活動の場（場の提供）

#### （3）地域福祉を推進するしくみづくり

地域福祉の更なる充実を目指し、「共生社会」を実現するには、行政との連携や関係機関と情報を共有することが大切です。集積・共有された情報を地域へと発信し地域活動に役立てていただかなくてはなりません。また、地域ではこれら情報をもとに住民の集う様々な集会行事を開催していく必要があります。引きこもりや孤立を防ぎ日常の交流を深めることで、より身近で確かな情報を集積することが可能となります。サロンや集いの場、子育て支援や趣味の会など身近で集う場「共生の広場」の開催を奨励していきます。

### ① 社協支部活動の支援・強化

・地域福祉活動計画は、地域住民が地域住民のために活動するための手順書であり、市の計画した事業などを具現化し推進するためのマニュアルでもあります。社協では、この計画を策定するにあたり支部の皆様にご理解をいただき、1. 地域の相談窓口「我がことネット」の整備 2. 支援者・協力者を網羅した「丸ごとリスト」 3. 交流により絆を深める「共生広場」の奨励です。これら具体的活動を定期的に関催する支部長会議を通して情報を交換し、課題を共有しながら実績評価に努め進捗管理を図ります。

### ② 地域みんなで支える子育て支援

・これからの地域を担う子ども達と子育てを支援する仕組みとして、地区集会所や公民館などを会場に、地域の指導者や団体と連携し、地域みんなで見守る子育ての体制づくりに取り組みます。

### ③ 地域住民の場の提供

・共生社会の実現を目指して、ふれあい・いきいきサロンや集いの場、子どもの居場所づくりや、誰もが集い、楽しみ、絆を深める「共生広場」を地区の集会所を会場に開設していきます。

・認知症予防や認知症で悩む家族の相談できる場所として、認知症カフェを定期的に関催し、地域における認知症対策を充実していきます。

### ④ 情報発信の充実・強化

・地域福祉活動を推進する上で、情報の共有化は欠くことのできない条件のひとつです。本会広報紙として年 5 回の「社協だより」をはじめ、支部長会議や各種委員会、「福祉まつり」や「ふれあいスポーツ大会」を開催し、引き続き広報啓発に努めるほか情報集積の充実・強化を進めていきます。

## 3. 集会・行事・活動の場（場の提供）

### (4) 安全・安心して生活できる環境づくり

地域福祉活動計画に新たな課題として「安心して地域で生活できる環境づくり」が加わりました。災害時のボランティア活動の支援や派遣、災害ボランティアセンターの開設、市や関係機関と連携した福祉避難の誘導、障がいを持つ方々が安心して避難生活できる福祉避難所の開設等々、生活に困窮している方の支援とともに速やかに体制を整えていきます。

### ① 高齢者・障がい者とも安心できる環境

・高齢者、障がい者が安心して日常の生活を送れるよう各種の生活支援サービスを、支部活動やボランティアと連携し、介護保険事業のサービスと組み合わせるなど充実させ、安心して暮らせる環境を整備していきます。

### ② 防犯・防災体制の充実

・災害ボランティアの育成を進めるとともに、災害時に「災害ボランティアセンター」を開設し、ボランティアの効率活動を支援していきます。また、行政や関係機関、団体等と連携を図り、福祉避難が安全に誘導され避難所が適切に運営されるよう防災訓練を支部活動に取り入れるよう要請していきます。

### ③ 生活困窮者等へ自立支援の充実

・行政で実施している生活困窮者自立支援事業と連携を図りながら、生活に困窮している方々の実情やケースに合わせ、身体や心情、金銭面での相談指導など身近な相談窓口として寄り添い、地域で安心して生活できるような体制を築いていきます。

### ④ 権利擁護の充実

・高齢の方や障がいを持つ方など、判断能力の不十分な方の権利を擁護し、適切な生活を送れるよう法的期間や専門家と連携し、市民後見センターを中核に後見制度の普及啓発に努めていきます。そして、日常生活支援員を養成するなど日常生活自立支援事業等を充実していきます。

## □ 組織の整備・強化

総合福祉センターを有機的に活用し地域福祉を増進するため、指定管理者として、誰もが安心して利用できる施設の安全に配慮した施設の運営に努めていきます。また、財源を確保し安心した経営を図るため、社協支部や構成団体へ理解を求め、引き続き行政からの支援と会費や事業への協力支援を要請していきます。このほか、社会福祉法人として組織を強化し、理事会・評議員会など役員はもとより、各種の委員会を適正に運営するとともに、専門職や有資格者を採用するなど職員の配置構成を充実し組織の強化を図っていきます。

### ① 自主財源の確保

・社会福祉法人としての本会は、地域福祉事業の債務が超過するなか、介護保険事業の収益に頼るなど厳しい経営環境にあります。今後主要な財源を占める会費や委託金を増額するなど事業面での拡張充実を図り安定した経営に近づけていきます。

## ② 適正な委員会の運営及び職員配置

・本会の運営執行を担う理事会と議決承認を行う役員の役割を明確に、相互に協調補完しながら適正に運営し、各種委員会や支部長会議を開催し広く会員の意見に耳を傾けていきます。また、職員面では年齢構成に偏りが見られることから、新陳代謝に伴い平準化を図り、有資格者の規定に応じた配置を遵守し、信頼ある体制を整備していきます。

## ③ 指定管理者としての施設活用

・指定管理者として、総合福祉センター設置の目的を達成するため、利用者や地域住民の意向を尊重し、市民の誰もがいつでもどのような時にも利用できる施設として、利用者に寄り添う施設運営に努めていきます。

# 館林市社会福祉協議会 第六次 地域福祉活動計画

〔概要版〕

【発行】  社会福祉法人 館林市社会福祉協議会

〒374-0043 館林市苗木町2452-1

電話 0276-75-7111 FAX 0276-75-8111

E-mail tshakyo1@siren.ocn.ne.jp

URL <http://tshakyo.ec-net.jp/>